

内の物品に関する盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故について甲及び管理人は何等責を負わない。

第9条 (損害の賠償)

前記1条から8条までに關して乙が甲に損害を及ぼしたときには甲が請求次第即時、その賠償金の全額を乙は支払うものとする。

第10条 (契約の中止)

甲の都合により当該物件を必要とする場合には、第2条に定める契約期間中でも甲は契約を中止させることが出来る。この場合甲は車の撤去を必要とする日より30日前に乙に対して通告を行うものとする。尚、乙は契約の中止を理由とした損害賠償の請求その他いかなる名目による損害賠償の請求もしないものとする。

第11条 (契約の解除)

甲は次の事項に該当することがあれば、乙に対し催告、その他何等の手続きを要しないで、この契約を解除することが出来る。

①甲の定めた管理規約に違反した場合、甲は直ちに解約する事が出来る。

②乙が使用料をこの契約通り支払わないとき。

③この契約で定める義務を乙が違反、もしくは履行しないとき。

甲が上記①②③により契約を解除したときには乙は直ちに車を撤去するものとする。

第12条 (乙による契約の解除)

乙は1ヶ月前の予告をもって、この契約を解約することが出来るものとする。但し、乙は予告に代え1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って、即時に解約する事が出来る。

第13条 (特約条項)

本契約は建物の建築を目的とした契約ではないので借地、借家法の適用を受けないものである事を双方が確認して契約締結したものである。上記契約条項以外の事由が発生したる場合、乙は緊急を要する以外は管理人を通じて甲の承諾を得た上で行う事 (事後承諾の禁止)

— 以上 —

以上契約を証する為、本契約書を2通作成し、甲と乙とは各1通宛を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸主(甲、代理) 住所 大阪市城東区成育3丁目16番10号
氏名 大和不動産株式会社 ㊞

借主(乙) 住所
氏名 ㊞

TEL
携帯
住所 大阪市城東区成育3丁目16番10号
仲介者 氏名 大和不動産株式会社 ㊞
TEL 06-6933-2186